ACSES ニュースレター_２１９５号（2021 年 10 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇クリーニング工場の焼却炉が爆発　爆風で鉄製の扉にぶつかり 1 人重体　別の 1 人は顔面熱傷／爆発のクリーニング工場、5 月にも別の焼却炉が炎上　業者の過失は認められず〈新聞報道〉
◇【2021 年 10 月第 2 週 化学災害ニュース】〈産業技術総合研究所〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・京大が霊長類研究所を事実上「解体」へ　世界的な拠点、研究資金不正の舞台〈新聞報道〉／京大霊長類研の再編、月内決定へ　研究費不正問題、大幅縮小も〈Web 報道〉
・子どもの自殺 初の 400 人超 不登校は 19 万人以上で過去最多〈放送報道〉
・教授のセクハラで賠償命令、宮崎　九州保健福祉大〈Web 報道〉
・顔も見たくない・頭おかしいのか…密室で１時間暴言、学生「死にたい」と訴え休学〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・悲惨な飲酒事故を防ぐためには　呼気のアルコール検知しエンジンロック〈Web 報道〉
・令和３年度「医療安全推進週間」について〈厚生労働省〉
[2] ［特集］新型コロナウイルス感染症
［状況］
◇省庁発表
［対策・予防］
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 引火性の物の蒸気又はガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所の分類の方法及び範囲の判定の方法に関する運用について〈厚生労働省〉
[4] 令和二規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（経済産業省告示第 212 号）〈官報〉
[5] 農薬
◇農薬「アフィドピロペン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬「ペンシクロン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬抄録及び評価書を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[6] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1754 号）〈官報〉
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1756 号）〈官報〉
[7] 温暖化対策関係
◇実質排出ゼロ「年 450 兆円の投資必要」　IEA 見解　現状の 3 倍以上に　世界で石炭回帰の動きも〈新聞報道〉
◇北極圏の石油開発、禁止を提唱　EU、地球温暖化対策で〈Web 報道〉
[8] 環境安全関係
◇生物多様性、保全目標の採択を　COP15「昆明宣言」〈Web 報道〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件　　［公募結果、意見募集結果］　２件　　［調査実施］　１件
[10] その他省庁発表　　２件

虎杖、痛取（イタドリ）、酸模（スカンポ）

[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　13 件　　［開催記録、報告、資料等］　５件
[12] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇悲惨な飲酒事故を防ぐためには　呼気のアルコール検知しエンジンロック〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇**クリーニング工場の焼却炉が爆発**　爆風で鉄製の扉にぶつかり１人重体　別の１人は顔面熱傷
＜沖縄タイムズ　2021 年 10 月 14 日＞　https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/846560
　１３日午前６時５０分ごろ、沖縄県糸満市西崎５丁目のクリーニング工場で「ボイラーが爆発して２人がけがをしている」と１１９番通報があった。糸満市消防本部などによると、廃タイヤを燃やす焼却炉の内部が爆発した。爆風で高さ約１メートルの鉄製の扉が開き、そばにいた５０代の男性作業員２人のうち１人にぶつかって頭の骨を折り、意識不明の重体。もう１人は熱風を浴びて顔面熱傷のけがを負った。２人は沖縄本島南部の病院に搬送された。
　消防によると、２人は事故当時、クリーニング作業で燃料となる廃タイヤを焼却しようと焼却炉を稼働させ着火したところ、何らかの原因で焼却炉の内部で爆発が起きた。
　前日に廃タイヤを燃やして出た可燃性ガスが炉の中に残っていて、爆発につながった可能性があるという。
　事故後、工場の周辺は焦げ臭く、消防の職員や工場関係者が焼却炉を目視で確認していた。
　爆発したのは４基ある焼却炉の１基。外見に大きな変化はなかったが、焼却に使った廃タイヤが炉の周辺に散乱し、事故の衝撃を物語っていた。
　現場は工場が立ち並ぶ工業地帯。工場の道向かいには、焼却用の廃タイヤがうず高く積まれていた。

・爆発のクリーニング工場、５月にも別の焼却炉が炎上　業者の過失は認められず
＜沖縄タイムズ　2021 年 10 月 14 日＞　https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/846561
　１３日午前６時５０分ごろ、沖縄県糸満市西崎２丁目のクリーニング工場で焼却炉が爆発した。糸満署によると、今年５月にも同じクリーニング工場内で別の焼却炉が爆発し、炎上する事故が起きていた。当時の警察と消防の調査では事故原因の特定には至らず、業者側の過失も認められなかったが、消防は「何らかの原因で炉内の圧力が高まったため爆発が起きた」と推察。炉内の圧力を一定に保つため安全弁の数を増やしたり、圧力の異常を感知するセンサーを付けたりする再発防止を指導していた。
　今回爆発したのは５月に爆発した焼却炉とは別。１４日にも消防や焼却炉の製造者らと現場調査し、事故原因の特定を急ぐ。クリーニング業者の業務上過失も視野に、事件事故の両面で詳しく調べる。
　付近の工場で働く４０代の男性は「１度大きな爆発音がした。工場の作業員が慌てて外に飛び出していて、何事かと思った」と驚きを語った。その上で「ここは何度か爆発がある。なんでかね」といぶかしんだ。

◇【2021 年 10 月第 2 週 化学災害ニュース】
＜産業技術総合研究所　RISCAD Update　　2021 年 10 月 13 日＞
https://riss.aist.go.jp/sanpo/riscadnews/riscadupdate/2021/10/p8525/
＊021/09/30 発生の、米国・米国で交通事故によりトラックの積荷のでんぷんが粉塵爆発
：踏切内でトレーラが立往生していたところに列車が衝突し、衝撃で飛散したトレーラの積荷のでんぷん粉末に

着火して粉塵爆発が起きた可能性

＊2021/10/02 発生の、米国・パイプラインが破損して原油が海に流出
：原油掘削設備でパイプラインが破損して原油約 48 万Ｌが漏洩。周辺を航行していた船舶の錨の接触によりパイプラインが破損した可能性。近隣の海岸に原油が打寄せられ、鳥や魚の死骸が多数打揚げられるなど、生態系への影響が発生

＊2021/10/03 発生の、宮城・リサイクル工場の破砕施設で火災
：産業廃棄物の破砕、圧縮固化などの中間処理を行う工場の破砕施設での火災。施設内には廃樹脂や木くず、紙類などの可燃物と重機数台が保管されていた

＊2021/10/05 発生の、北海道・花火工場の火薬庫で装置の通電点検中に爆発
：火薬庫内にあった煙火打揚装置の通電確認作業中に出火し、火薬庫内に保管されていた煙火に着火して被害が拡大した可能性。従業員１名がやけどで重傷、社長と別の従業員の計２名が軽傷

＊2021/10/06 発生の、鹿児島・大学の実験室でアジ化ナトリウムを紛失
：大学の実験室での、ポリエチレン製容器入りの未開封のアジ化ナトリウム約 25g の紛失。実験用に購入されたが、すぐに使用されず劇物保管庫にしまい忘れたため、誤って廃棄された可能性

＊2021/10/06 発生の、青森・燃焼試験炉でリチウムイオン電池の熱分解試験中に爆発
：燃焼試験炉はリサイクル会社が産業廃棄物処理施設の敷地の一部を借上げて設置したもので、会社と施設が共同でリチウムイオン電池のリサイクルの研究をしていた。リチウムイオン電池を高温の炉に投入し、電池の熱分解の試験をしていたリサイクル会社の従業員１名が死亡、同１名が負傷

10/8、宮城県で以下の事故が起きました。
10/8 宮城・複合施設で洗剤の誤混合により有害ガスが発生
複合施設で清掃員が洗剤を誤って混合し、有害ガスが発生した。ガスを吸い込んだ作業員１名が、喉の痛みなどで病院に搬送された。当日、同施設で開催予定のイベント等はなく、従業員や客などへの影響はなかった。警察と消防の調べでは、負傷した作業員が塩素系漂白剤と酸性のトイレ用洗剤を誤って混合したことで、有害ガスが発生した可能性がある。
有害ガスの発生としていますが。これは塩素系漂白剤の成分である「次亜塩素酸ナトリウム」と「酸性」の洗剤が反応したことで「塩素ガス」が発生したものと考えられます。
塩素系洗剤と酸素系洗剤の混合は、有害なガスが発生するため大変危険ですので、絶対にやめましょう。また、誤って混合してしまう、結果として混合してしまうことがないよう、最善の注意を払いましょう。
［注］ 混合混触危険　　＜ACSES 事務局＞

◇*その他の事故、事件*

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 10 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026054/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211014_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：91 件
うち重大事故等として通知された事案：36 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 10 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026048/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211014_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：２件
　　(2)事故情報(食中毒情報)：１件
2. リコール・自主回収情報
　　(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：47件
　　(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：５件

・京大が霊長類研究所を事実上「解体」へ　世界的な拠点、研究資金不正の舞台
＜京都新聞　2021 年 10 月 14 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/658473

世界の霊長類研究を牽引（けんいん）してきた京都大霊長類研究所（愛知県犬山市、霊長研）について、京大が組織再編する方向で検討を進めていることが 14 日、関係者への取材で分かった。霊長研を巡っては、京大が昨年、元所長の松沢哲郎・元特別教授らが関わったとする研究資金不正を公表。今回の京大の方針について、霊長研の事実上の「解体」と見る関係者もいる。京大は月内にも最終決定するとみられる。

関係者によると、京大は霊長研について、学部や研究科と並ぶ組織として位置づけられる「付置研究所」から外すなど大幅に組織再編する方向で検討している。「霊長類研究所」の名称も変更する可能性が高い。一方、霊長研が飼育してきた動物は犬山市の施設内でそのまま管理するとみられる、という。

この問題で京大は昨年 6 月、霊長研にあるチンパンジー用ケージの整備に絡んで約 5 億円に上る研究資金の不正支出があったとする調査結果を公表。松沢氏を懲戒解雇とするなど計 6 人を懲戒処分にした。一方、松沢氏は京大に対し、教授としての地位確認を求める訴訟を京都地裁に起こしている。

霊長研は 1967 年に犬山市に設置された。歴代所長の中には日本霊長類研究のパイオニアである河合雅雄氏がいる。チンパンジー研究の世界的権威として知られる松沢氏も 2006～12 年に所長を務めた。

・京大霊長類研の再編、月内決定へ　研究費不正問題、大幅縮小も
＜共同通信　2021 年 10 月 14 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/c107cbdd662b9a81e97eba3515df6efe9594a990

京都大霊長類研究所（愛知県犬山市）の研究費不正問題を受け、大学側が今月中にも研究所の再編を決定する方向で調整していることが 14 日、大学関係者への取材で分かった。名称を変更し、学内の重要組織である「附置研究所」から除外するなど大幅な規模縮小を検討。日本の霊長類研究をリードしてきた著名な研究所だったが、関係者は「事実上の解体だ」と指摘している。

霊長類研を巡っては、京大が 2020 年 6 月、チンパンジー飼育施設の工事で架空取引や入札妨害など約 5 億円の不正支出があったとの報告書を公表。他にも会計検査院が約 6 億円の不正支出を指摘した。

・京都大、松沢氏ら 2 人を懲戒解雇　霊長類研の研究費不正支出
＜共同通信　2020 年 11 月 24 日＞　https://nordot.app/703921201108304993

・京大研究費の不正支出「11 億円超」　会計検査院、菅首相に 19 年度決算検査報告
＜京都新聞　2020 年 11 月 10 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/407648

・京大霊長研元教授が複数論文のデータ捏造か　大麻の合法的成分の効果巡り
＜京都新聞　2021 年 10 月 85 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/gallery/653417

・子どもの自殺 初の 400 人超 不登校は 19 万人以上で過去最多
＜NHK　2021 年 10 月 13 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211013/k10013305371000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005

・教授のセクハラで賠償命令、宮崎　九州保健福祉大
＜共同通信　2021 年 10 月 13 日＞　https://nordot.app/820955894032105472?c=39546741839462401

九州保健福祉大（宮崎県延岡市）の薬学部の教授にセクハラを受けたとして、元助手の 40 代女性が損害賠償を求めた訴訟の判決で、宮崎地裁延岡支部は 13 日「社会通念上許される限度を超え、人格権を違法に侵害した」として、教授と大学側に計約 130 万円の支払いを命じた。

判決によると、教授は 2016 年 9 月～17 年 3 月、飲み会の席などで女性の体を触ったり、強引にキスしたりした。女性は誰にも相談できない状況が続き、心療内科を受診するようになった。

大淵茂樹裁判長は、指導教授の機嫌を損なえば不利益な扱いを受けると思い、女性は毅然とした態度を取れなかったと指摘した。

・顔も見たくない・頭おかしいのか…密室で１時間暴言、学生「死にたい」と訴え休学

＜読売新聞　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211013-OYT1T50058/

北海道立の看護学院で学生らからパワーハラスメント被害の訴えが相次いでいる問題で、道が設置した第三者調査委員会（座長・山内良輔弁護士）は１２日、２０１５～２０年度に延べ５２件のハラスメントを認定したと発表した。１１人の教員が関与しており、道は、学生らに謝罪するとともに、教員の処分などを検討する。

◇

「小さな一歩だけど、ようやく前進した。道がもっと早く動いていれば、息子はこんなことにならなかった」

江差高等看護学院を昨年１２月頃に休学した男子学生（１９）の母親は、そう憤った。

母親によると、男子学生は「人を助ける仕事がしたい」と小学生の時から看護師を夢見ていた。同学院への合格が決まると親子で手を取り合って喜んだ。

だが、昨年４月の入学後はささいなことで教員に厳しく叱責（しっせき）された。同１０月頃には、この教員から「顔も見たくないし、授業にも出てほしくない」「頭がおかしいのか」などと、密室で１時間にわたって暴言を吐かれたという。

男子学生は、「死にたい」と母親に打ち明けるようになり、休学を決めた。母親は「息子は今でも学院のことを考えると心臓が苦しくなり、手が震えているが、看護師という夢は諦めていない。道はハラスメントをした教員を厳しく処分してほしい」と訴えた。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・悲惨な飲酒事故を防ぐためには　呼気のアルコール検知しエンジンロック　　---→ *末尾　[付録]*

＜共同通信　2021 年 10 月 14 日＞　https://nordot.app/819053909722775552

・令和３年度「医療安全推進週間」について

令和３年11月21日（日）～11月27日（土）　（毎年度11月25日を含む1週間）

＜厚生労働省　2021 年 10 月 14 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryouanzen2021.html

厚生労働省では、「患者の安全を守る」ことを中心とした総合的な医療安全対策を推進するため、2001 年から各関係者の共同行動を「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動（ペイシェント・セーフティ・アクション）」と命名し、様々な取り組みを推進しています。その一環として、医療機関や医療関係団体等における取り組みの推進を図り、また、これらの取り組みについて国民の理解や認識を深めていただくことを目的として、11 月 25 日（いい医療に向かって GO）を含む１週間を「医療安全推進週間」と定めています。

行政機関、医療関係団体、医療機関等においては、この週間を中心として、医療安全向上のため、ワークショップやセミナーの開催、研修の実施など様々な取り組みを進めています。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q1BmT7YUdHZKH1o5Y

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年10月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21672.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年10月14日版）
＜厚生労働省　2021年10月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21661.html
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2021年10月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3hOZ548XF5iNw8RY
・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2021年10月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=hX5IYZg6WlhkMQQXY
・新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021年10月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B_zJn88ps7OgAWqVY
・We updated about informanton on Multilingual Vaccinatio Center in Tokyo, Nagoya and Osaka.
＜厚生労働省　2021年10月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzgNWwvtd3dkxaxRY
・新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021年10月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html
・新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021年10月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html
・We updated about informanton on Multilingual Vaccinatio Center in Tokyo, Nagoya and Osaka
＜厚生労働省　2021年10月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/vaccine.html
---

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・入国時の誓約に違反した事例についてを更新しました
＜厚生労働省　2021年10月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4RosBfxePjwAVRJzY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
＜厚生労働省　2021年10月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html
・第55回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年10月13日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021年10月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00294.html
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021年10月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
・入国時の誓約に違反した事例についてを更新しました
＜厚生労働省　2021年10月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00282.html
・接触確認アプリへの陽性登録のお願いについて更新しました
＜厚生労働省　2021年10月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00060.html
・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2021年10月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html
---

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021年10月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

・レムデシビル（販売名：ベクルリー点滴静注液100 mg、同点滴静注用100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さまへを更新しました。
＜厚生労働省　2021年10月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00021.html

・コロナ治療薬、承認緩和へ　政府検討、早期使用実現
＜共同通信　2021 年 10 月 12 日＞　https://nordot.app/820598896252911616?c=39546741839462401
・米国で初のコロナ飲み薬申請　メルク、日本でも年内承認に期待
＜共同通信　2021 年 10 月 11 日＞　https://nordot.app/820271989332574208?c=39546741839462401
・米メルク、コロナ飲み薬生産倍増へ　各国政府調達に対応―英紙
＜時事ドットコム　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021101300204&g=int

・10 代・20 代の男性 ファイザーワクチン接種検討を推奨へ 厚労省
＜NHK　2021 年 10 月 13 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211013/k10013306041000.html?utm_int=all_side_ranking-access_002
・ファイザー製の推奨を検討　若年男性に、心筋炎など懸念
＜共同通信　2021 年 10 月 13 日＞　https://nordot.app/820995634546917376
・接種で約 80 万人の感染回避　コロナワクチン、効果試算
＜共同通信　2021 年 10 月 13 日＞　https://nordot.app/820987014963134464?c=39546741839462401

・群馬県、ワクチン手帳開始　全国に先駆け、宿泊割引も
＜共同通信　2021 年 10 月 12 日＞　https://nordot.app/820614244883251200?c=39546741839462401
・宿泊施設 108 カ所で実証実験　GoTo 再開へ、接種済証を活用
＜共同通信　2021 年 10 月 13 日＞　https://nordot.app/820956629806170112?c=39546741839462401

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4i-l27MrK6Sx_HhY

・新型コロナウイルスの抗原検査キットは「体外診断用医薬品」を選んでください!
＜消費者庁　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025912/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_211013_01.pdf
「研究用」として市販されている抗原検査キットは、国が承認した「体外診断用医薬品」ではなく、性能等が確認されたものではありません。
また、「研究用」は、新型コロナウイルス感染の有無を調べることを目的としているものではありません。「研究用」については、あたかも国が承認したものであるかのような表示をしていた事業者に対し、景品表示法に基づく行政指導がされた例もあります。
新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、受診相談センター又は医療機関に相談してください。

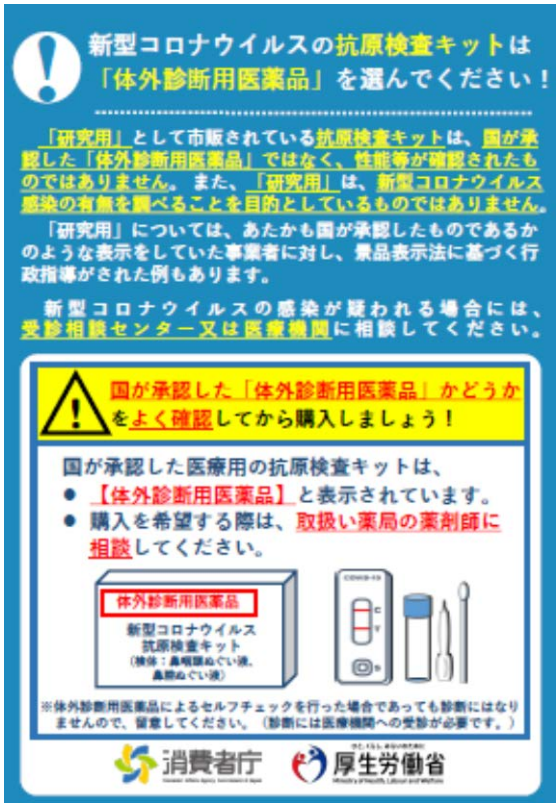

◇マスコミ報道　見出し

・病室で付き添い入院、親の負担増　77%が交代を禁止・制限

＜共同通信　2021 年 10 月 12 日＞　https://nordot.app/820628465205067776?c=39546741839462401

・数百人マスクせず混乱、東京地裁　ワクチン訴訟で

＜共同通信　2021 年 10 月 12 日＞　https://nordot.app/820543907835445248?c=39546741839462401

新型コロナウイルスのワクチン特例承認差し止めを巡る訴訟の第 1 回口頭弁論が 12 日、東京地裁で開かれ、庁舎内に関係者とみられる数百人がマスクを着用せずに集団で入った。職員らは感染予防のため対応に追われ、混乱した。

午後 1 時半の開廷に合わせ、裁判所の建物に入るための手荷物検査には長い行列ができた。1 階のロビーや弁論が開かれた法廷のある 7 階のフロアも、マスクをしない人であふれかえった。

・ノーマスク多数に「不安抱かせ遺憾」と地裁

＜共同通信　2021 年 10 月 12 日＞　https://nordot.app/820633394075451392?c=39546741839462401

****

[3] 引火性の物の蒸気又はガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所の分類の方法及び範囲の判定の方法に関する運用について（令和 3 年 2 月 18 日付け基安発 0218 第 1 号）

＜厚生労働省　2021 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211006K0050.pdf

基安発 0218 第１号
令和３年２月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

引火性の物の蒸気又はガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所の分類の方法及び範囲の判定の方法に関する運用について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 280 条において、引火性の物の蒸気又はガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所（以下「危険箇所」という。）において電気機械器具を使用するときは、防

爆性能を有するものでなければ、使用してはならないとしている。

危険箇所は、電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）第１条第 15 号から第 17 号までのとおり特別危険箇所、第一類危険箇所及び第二類危険箇所の３種類に区分され、これらの分類の方法については、平成 20 年９月 25 日付け基発第 0925001 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び電気機械器具防爆構造規格及び昭和四十七年労働省告示第七十七号の一部を改正する告示の適用について」第２の２（３）において、「JISC60079-10 によること」とされている。

先般、JIS C 60079-10（爆発性雰囲気で使用する電気機械器具―第 10 部：危険区域の分類）が準拠している国際電気標準会議規格（IEC）60079-10 が改正（規格番号は IEC 60079-10-1 に変更）されたことから、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、別添１のとおり、労働安全衛生総合研究所技術指針「ユーザーのための工場防爆設備ガイド」（平成 24 年 11 月１日公表。以下「技術指針」という。）の改正を行った。今後は、危険箇所の分類の方法及び範囲の判定の方法について、JIS C 60079-10 によるほか、技術指針によることとして差し支えない。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、石油連盟、一般社団法人日本化学工業協会及び石油化学工業協会に対して別添２により通知したので申し添える。

記

１ 危険箇所の分類の方法及び範囲の判定の方法について、JIS C 60079-10 によるほか、技術指針の参考資料 11 によることとして差し支えないこと。

なお、技術指針の参考資料 11 は、経済産業省が策定した「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」と整合が取られており、消防行政においては当該ガイドラインに沿って危険物施設の危険区域を設定していること。

２ 危険箇所の設定対象となる設備・配管等の周囲において、危険箇所には該当しないが、リスクアセスメントの結果、危険物等が流出して当該危険箇所外に蒸気又はガスが滞留するおそれのある箇所が存在する場合、その箇所に固定式の非防爆機器を設置するときには、非防爆機器への通電を緊急に遮断できる装置（緊急遮断装置）やインターロックを設ける等の措置を講ずること。また、事故発生時の応急措置や緊急遮断装置の操作方法等について、労働者への教育を徹底すること。

３ 火災や危険物等の流出事故が発生した場合には、危険箇所外であっても、予期せぬ場所に蒸気又はガスが滞留しているおそれがあることから、可搬式の非防爆機器の使用に当たっては防爆構造のガス検知器等により安全を確認すること。

４ 技術指針の参考資料 12 に示されている自主行動計画例は、危険箇所の分類の実施や残留リスクへの対処についての参考として活用できること。

５ 公益社団法人産業安全技術協会において、危険箇所分類に関する JIS C 60079-10、IEC 60079-10-1 及び技術指針等の規格類の解説、現場における危険箇所分類及びリスクアセスメントについての相談対応、危険箇所分類の IEC 60079-10-1 又は技術指針への規格適合性認証等の業務を実施していること。

****

[4] <u>令和二規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（経済産業省告示第 212 号）</u>

［官報］ 令和３年 10 月 14 日　本紙　第 595 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211014/20211014h00595/20211014h005950004f.html

〇経済産業省告示第 202 号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、令和二年一月一日から令和二年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Ａのグループ Ⅰ、議定書附属書Ａのグループ Ⅱ、議定書附属書Ｂのグループ Ⅰ、議定書附属書Ｂのグループ Ⅱ、議定書附属書Ｂのグループ Ⅲ、議定書附属書Ｃのグループ Ⅰ、議定書附属書Ｃのグループ Ⅱ、議定書附属書Ｃのグループ Ⅲ、議定書附属書Ｅのグループ Ⅰ、議定書附属書Ｆのグループ Ⅰ及び議定書附属書Ｆのグループ Ⅱに属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消

費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条７に規定する算定値（議定書附属書Ａのグループ Ｉから議定書附属書Ｅのグループ Ｉにおいてはオゾン破壊係数を乗じた数値、議定書附属書Ｆのグループ Ｉ及び議定書附属書Ｆのグループ Ⅱにおいては地球温暖化係数を乗じた数値）の実績を告示する。

令和３年10月14日　　経済産業大臣　　萩生田光一

一　議定書附属書Ａのグループ Ｉに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

２　議定書附属書Ａのグループ Ⅱに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

３　議定書附属書Ｂのグループ Ｉに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

４　議定書附属書Ｂのグループ Ⅱに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

５　議定書附属書Ｂのグループ Ⅲに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

６　議定書附属書Ｃのグループ Ｉに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

７　議定書附属書Ｃのグループ Ⅱに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

８　議定書附属書Ｃのグループ Ⅲに属する物質

一　生産量　Ｏトン

二　消費量　Ｏトン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　Ｏトン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　Ｏトン

９　議定書附属書Ｅのグループ Ｉに属する物質

一　生産量　Ｏトン

ニ　消費量　Ｏトン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　Ｏトン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　Ｏトン
10　議定書附属書Ｆのグループ Ｉに属する物質
一　生産量　二千二百五十万三千二百八十七トン
ニ　消費量　三千九百三十八万七千五百六十四トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　三千三百四十四万一千四百八十五トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　一千六百五十五万七千二百八トン
い１１　議定書附属書ＦのグループⅡに属する物質
一　生産量　五百九十九万七千三十四トン
ニ　消費量　九十八万一千七十ニトン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　五十五万二千九百九十七トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　五百五十六万八千九百五十九トン
****

[5] ***農薬***

◇農薬「アフィドピロペン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 10 月 5 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210630143

◇農薬「ペンシクロン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 10 月 6 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210519113

◇農薬抄録及び評価書を更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 10 月 5 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/syouroku/
****

[6] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1754 号）
［官報］　令和 3 年 10 月 13 日　本紙　第 594 号　4～5 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211013/20211013h00594/20211013h005940004f.html
肥料の新規登録 20 件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1756 号）
［官報］　令和 3 年 10 月 14 日　本紙　第 595 号　4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211014/20211014h00595/20211014h005950004f.html
肥料の新規登録 17 件が公示された。
****

[7] ***温暖化対策関係***

◇実質排出ゼロ「年 450 兆円の投資必要」 IEA 見解　現状の 3 倍以上に　世界で石炭回帰の動きも
＜日経新聞　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR137530T11C21A0000000/

◇北極圏の石油開発、禁止を提唱　EU、地球温暖化対策で
＜共同通信　2021 年 10 月 14 日＞　https://nordot.app/820998904067915776?c=39546741839462401
****

[8] ***環境安全関係***

◇生物多様性、保全目標の採択を　COP15「昆明宣言」

＜共同通信　2021 年 10 月 13 日＞　https://nordot.app/820984562184306688?c=39546741839462401

生物多様性条約事務局は 13 日、中国・昆明で開かれている同条約第 15 回締約国会議（COP15）で、生態系保全の新たな国際目標の採択を確実にするとの「昆明宣言」をまとめたと発表した。

昆明宣言は 17 項目で構成し「生物多様性は地球のあらゆる生命やその健康を支えているが、継続的に失われている」と指摘。損失を食い止めるため、生態系保全の強化や温室効果ガス排出の削減、外来種の規制などの必要性を強調した。

2020 年までの保全目標「愛知目標」の後継となる、30 年までを期限とする新目標については「効果的な目標の採択や実施を確実にする」とした。

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇アブシシン酸に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2021 年 10 月 6 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_abscisicacid_031006.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2021 年 10 月 4 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195210012&Mode=1

◇令和３年度環境配慮型 CCUS 一貫実証拠点・サプライチェーン構築事業委託業務（固体吸収剤による分離回収技術実証）の公募採択案件について

＜環境省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110080.html

---

[調査実施]

◇「令和３年度健康保険被保険者実態調査　調査票等作成支援システム　及び　被保険者証記号・番号変換ツール」について

＜厚生労働省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0SocNcxuDgwwZSZDY

****

[10] ***その他省庁発表***

◇重要鉱物資源等の安定供給確保のためのコア業種の追加に関する外国為替及び外国貿易法関連告示を改正しました

＜経済産業省　2021 年 10 月 5 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211005005/20211005005.html

本日、重要鉱物資源等の安定供給確保のためのコア業種の追加に関する外国為替及び外国貿易法関連の改正告示が、官報に掲載されました。

1. 改正の概要

レアアース等の重要鉱物資源の安定供給確保は経済安全保障上の重要な課題であることを踏まえ、これらの重要鉱物資源の調査能力等の適切な維持・確保等を図る観点から業種の範囲の見直しを行い、

〇レアアース等の重要鉱物資源 34 鉱種に係る ･金属鉱業（資源調査船の運行や、測量等を含む）

･金属鉱業の目的で使用する機器等（資源調査船・探査機、船舶用機器、掘削機等）の製造業、修理業、ソフトウエア業

･鉱物の成分分析業

〇重要鉱物資源の調査を行う船舶の円滑な活動を可能とすべく、特定離島（注）港湾施設等の整備等を行う建設業等を外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 27 条第 1 項の規定に基づく事前届出が必要となる対内直接投資等に係る業種、並びに同法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づく事前届出の特例に該当しない業種、並

びに同法第 28 条第 1 項の規定に基づく事前届出が必要となる特定取得に係る業種、及び同法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づく事前届出の特例に該当しない業種について追加し、関連する告示（※）を本日、官報に掲載いたしました。

※関連する告示 ･対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

･対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき､財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

･対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき､財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

･対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき､財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

（注）本土から遠隔の地にある離島であって、天然資源の存在状況等に照らして活動拠点として重要であり、かつ、活動拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして低潮線保全法に基づき政令で定める離島（沖ノ鳥島、南鳥島）

2. 今後の予定

この告示による改正後の業種告示の規定は、30 日間の経過措置期間後の 11 月 4 日以降に行う対内直接投資等又は特定取得から適用となります。

関連資料

告示改正の概要　https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211005005/20211005005-1.pdf

対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示　https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211005005/20211005005-2.pdf

対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示　https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211005005/20211005005-3.pdf

対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211005005/20211005005-4.pdf

対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211005005/20211005005-5.pdf

---

◇国立大学法人会計基準の改訂について

＜文部科学省　2021 年 10 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8fac30ccbrkgbK

****

[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）　10 月 20 日

＜厚生労働省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=DfbA6RCy0tDsufifY

（1）　職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について

（2）日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会報告書について

（3）　中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価について

（4）　その他

・令和３年度第１回発がん性評価ワーキンググループ（オンライン形式）を開催します　10 月 20 日

＜厚生労働省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4RosBfxePjwAVWJzY

（1）　職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について

（2）日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関

する検討会報告書について
（３） 中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価について
（４） その他
・令和３年度アスベストモニタリングマニュアル改訂検討会（第１回）の開催について　　10 月 20 日
＜環境省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110097.html
（１）アスベストモニタリングマニュアル改訂に向けた検討事項
（２）改訂アスベストモニタリングマニュアル骨子案について
（３）その他
・福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理方針に関する住民説明会（第２回及び第３回）の開催について
【第２回】11 月２日、【第３回】11 月３日
＜環境省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/110098.html
① 福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理について
② パブリック・コメントの結果について
③ 質疑応答（ファシリテータにより進行を予定）
・第 70 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 3 年度第 19 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について
10 月 15 日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F-za8wqoyMr2o5-FY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）
＜厚生労働省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xzwKI9p4GBomc0dVY
・食品安全委員会（第 836 回）の開催について　　10 月 19 日
＜内閣府　2021 年 10 月 14 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai836.html
（１）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95379 系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（２）その他
・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２１６回）の開催について　　１０月２２日
＜内閣府　2021 年 10 月 14 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_216.html
（１）専門委員等の紹介
（２）専門調査会の運営等について
（３）座長の選出・座長代理の指名
（４）ゲノム編集技術を利用して得られた魚類をめぐる動きについて（厚生労働省からの説明）
（５）その他
・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２１７回）の開催について　　１０月２２日
＜内閣府　2021 年 10 月 14 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_217.html
（１）食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について
・VAL-No.5 株を利用して生産された L-バリン
・CIT-No.1 株を利用して生産された L-シトルリン
（２）その他
・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 167 回）の開催について　　10 月２５日
＜内閣府　2021 年 10 月 14 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_167.html
（１）専門委員等紹介
（２）専門調査会の運営等について

（３）座長の選出・座長代理の指名
（４）動物用医薬品（クロキサシリン）の食品健康影響評価について
（５）その他
・総合資源エネルギー調査会　省エネルギー・新エネルギー分科会　省エネルギー小委員会　工場等断基準ワーキンググループ（令和３年度第２回）　　10 月 21 日
＜経済産業省　2021 年 10 月 14 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/42666
1. ベンチマーク制度の見直しの方向性等について
・【延期】デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題に関するワーキンググループ（第 3 回）
令和 3 年 11 月上旬から中旬予定
＜文部科学省　2021 年 10 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8fac30ccbrkgbH
・新しい時代の学校施設検討部会（第 7 回）の開催について　　10 月 21 日
＜文部科学省　2021 年 10 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8hac3Jo1bJhEbG
1. 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第 3 回 RD20 リーダーズ会合が開催されました　　10 月 8 日
＜経済産業省　2021 年 10 月 13 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211013003/20211013003.html?from=mj
RD20（Research and Development 20 for Clean Energy Technologies）
・「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク 2021」を開催しました　　10 月 4～8 日
＜経済産業省　2021 年 10 月 13 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211013002/20211013002.html?from=mj
「ビヨンド・ゼロ」（世界全体のカーボンニュートラルとストックベースでの CO2 削減）
・第２回患者調査における「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法等の見直しに関するワーキンググループ　議事録　　８月６日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ygeN85sDA4yZ1lBY
１　「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法について
２　患者調査における「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法等の見直しに関するワーキンググループ報告書（案）について
３　その他
・学校法人ガバナンス改革会議（第 7 回）の開催について　　10 月 15 日
＜文部科学省　2021 年 10 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8fac30ccbrkgbG
1. 学校法人に対する指導等について
2. 学校法人のガバナンスについて
3. その他
・中央教育審議会大学分科会（第 163 回）配布資料　　10 月 12 日
＜文部科学省　2021 年 10 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8fac30ccbrkgbE
1. 認証評価機関の認証について
2. 国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の見直しについて
3. 職業能力開発短期大学校から大学への編入学について
4. 魅力ある地方大学の在り方について
5. 大学ファンド創設と大学研究力強化に向けた取組について
6. 質保証システム部会における作業チームの設置について
7. その他

****

[12] *その他*

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・CO2 由来の素材で CO2 キャッチ　室温・常圧・安価で合成可能

＜朝日新聞　2021 年 10 月 13 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPBD7R37PBDPLBJ001.html

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO2）を大量に貯蔵できる素材を、CO2 自体を使って作製することに、京都大学などの研究チームが成功し、12 日発表した。高温や高圧など、特別な環境を必要とせず、安価に作れるといい、CO2 を削減する技術として期待できるという。

CO2 を化学利用する研究は世界中で進む。加工には加熱や加圧が必要なことが課題だったが、窒素を含むアミンという物質は CO2 とよく反応することが知られていた。

堀毛悟史（ほりけさとし）・京大准教授らは、CO2 を材料に、アミンをつなぎ役にして、材料内に格子状の空間を持つ「多孔性材料」の合成を発案。アミンと、安価な金属の亜鉛を構造を安定させるためにまぜた溶液をつくり、CO2 を常温常圧で吹き込んだところ、CO2 とアミンと亜鉛が骨格となった、新しい多孔性材料ができた。CO2 濃度が 0・04%の大気を使っても、この溶液を通せば新材料は合成可能だという。

新材料は重量の 30%以上が CO2。さらに、高い気圧をかけることで内部の空間に気体の CO2 を閉じ込めることができる。骨格に使った量以上を貯留できるという。

堀毛さんは「活用が難しい CO2 をとても簡単な条件で新材料にすることができた。大量貯蔵など環境問題に貢献できる技術につなげたい」と話した。

研究成果は米化学会誌（JACS）に掲載された（https://doi.org/10.1021/jacs.1c08227）。

◇*その他*

・大学全入時代に立ちはだかる「キャンパス移転」 青学、中央など都心回帰の行方

＜NEWS ポストセブン　2021 年 10 月 13 日＞

https://www.news-postseven.com/archives/20211013_1698353.html?DETAIL

いよいよ大学全入時代の到来だ。

日本私立学校振興・共済事業団によると、今年の私立大学の総入学定員は 49 万 5162 人だったが、入学者数は 49 万 4213 人にとどまり、入学者が定員を 949 人下回った。これは調査開始以来はじめてのことだという。受験生が希望を別にすれば、どこかの大学に入学できるということだ。

定員充足率は99.81％で、昨年の102.61％から2.8ポイントのダウン。定員割れ大学も277校、全私立大の46.4％に達した。

少子化で進められた大学の「都心回帰」

こうなった理由は大きく 2 つある。ひとつが受験生数の減少だ。高校卒業者数は 2.6％減、浪人生は 2 割と大きく減少した。

今年の入試はセンター試験が共通テストに替わるなど、大学入試改革が行われたため、浪人せずに昨年の内にどこかの大学に入学する受験生が多かったようだ。さらに、留学生の減少も大きく影響したとみられる。コロナで留学生が入国できずに、大学入学できなかったからだ。

定員充足率を地域別にみると、3 大都市圏が 100.56％だったのに対し、それ以外は 97.3％だった。今年の入試では地元志向が強かったが、やはり受験生の多い大都市のほうが入学者は多かった。

今後も少子化は進行し、18 歳人口も減少する。大都市圏への人口集中が起き、大学も学生募集を行うのなら大都市圏でとなる。さらに、人口が密集する都心のほうが、交通の便が良くて通いやすく、様々な面でメリットがある。そのため、大学も都心へのキャンパス移転を積極的に進めてきた。

郊外キャンパスへ移転が増えたワケ

だが、1959 年、今から約 60 年前にできた「工場等制限法」により、そもそも都心に大学を設置できにくくなっていた。これは都市部への人口集中を抑制するために設けられた法律で、大学も対象だったからだ。そのため、東京特別区、武蔵野市、三鷹市での大学新設が制限された。

その後、1962 年には増設も禁止、1964 年には横浜市、川崎市など、近畿圏の大阪市、京都市、神戸市なども制

限区域となった。18 歳人口の増加、大学進学者の増加の中、東京圏、近畿圏ではキャンパスの拡張や新設ができず、既設の大学も学部増設ができなかった。

そこで将来のことを考え、広いキャンパスを求めて郊外に移転したり、新キャンパスを設けたりする大学が増えた。

例えば、中央大は 1978 年に都心の千代田区のお茶の水から八王子市の多摩に移転。理工学部は文京区の後楽園キャンパスに残った。他にも北区にあった国立の東京外国語大が 2000 年に府中市に全面移転した。

キャンパス増設では、東洋大が 1977 年に埼玉に朝霞キャンパスを新設し、文系 4 学部の 1 年生が学ぶようになり、その後、2 年生も学ぶようになった。また、青山学院大では 1982 年に厚木キャンパス（神奈川）ができ、文系学部の 1、2 年生や理工学部の 1 年生が学び始める。

関西圏では 1986 年に同志社大が京田辺キャンパス（京田辺市）を新設し、全学部の 1、2 年生が学ぶようになった。

当時は教養教育を受けるのが 1、2 年生、専門教育を受けるのが 3、4 年生と決まっていたため、キャンパスが手狭になった大学が、1、2 年生向けのキャンパスを設置し、キャンパスを分けたのである。

早慶・立命など全国に広がったキャンパス

しかし、これも 1991 年の大学設置基準の大綱化で姿を消し、学年ごとの学びの縛りがなくなった。教養教育も専門教育も学年に関係なく学べるようになったのだ。

そこで、早稲田大は 1987 年に埼玉の所沢キャンパスを設置。この頃から学年によって学ぶキャンパスを変える新設から、学部 4 年一貫教育を行うキャンパス新設が増えていく。

その他、慶應義塾大が 1990 年に神奈川・藤沢市に湘南藤沢キャンパス、1994 年に立命館大がびわこ・くさつキャンパス（滋賀）を開設するなど、郊外のキャンパス設置が多くの大学で実施された。

このように工場等制限法によって新学部設置がままならず、郊外に新設大学が増えた。さらには大学誘致を進める自治体もあり、首都圏や近畿圏だけでなく、様々なところに大学が新設されていったという経緯がある。

再び都心回帰の動きが起きた背景

その工場等制限法も 2002 年には廃止され、大学、学部の設置の抑制方針が撤廃された。多くの大学は立派なビル型の新校舎を建設し、学部設置も行っていった。同時に郊外に進出した大学も再び都心回帰を目指した。

東洋大は 2005 年に朝霞キャンパスの文系学部の 1、2 年生がメインの文京区の白山キャンパスで学ぶようになり、4 年一貫教育を行うようになった。

青山学院大も厚木キャンパスを廃止し相模原キャンパスを新設し、2013 年に文系学部の 1、2 年生はすべて青山キャンパスで学ぶことになった。相模原キャンパスでは理工、社会情報、地域社会共生、コミュニティ人間科学の 4 学部の学生が学んでいる。

また、中央大は 2019 年に国際情報学部を新宿区の市ケ谷田町キャンパスに新設した。法学部は 2023 年に文京区に移転する。多摩キャンパスで学ぶのは来年だけとなるため人気を集めそうだ。

都心は定員増やせぬジレンマも

このように都心回帰が進み、23 区内に大学も新設されている。しかし、その一方で東京 23 区にある大学について、2028 年の 3 月末まで定員増が行えない法律が制定された。学生の東京一極集中を避け、地方創生の一環として、地方の大学・短大の存続を可能にするためだ。

23 区では大学新設はおろか、定員増となる学部増設も行えず、各大学の都心回帰も一時中断になってしまった。ただ、2020 年から国の肝いりで始まった専門職大学は例外になっており、都心に新設されている。

数々の法律によって振り回されてきた大学のキャンパス移転問題。場所によっては受験人気も大きく左右するだけに、今後の動向も注目される。

****

[付録]

◇悲惨な飲酒事故を防ぐためには　呼気のアルコール検知しエンジンロック　　*上記［1］関係*

＜共同通信　2021 年 10 月 14 日＞　https://nordot.app/819053909722775552

飲酒運転による悲しい事故はもう繰り返してほしくない、どうしたらゼロにできるだろうか―。そんな問題意識から取材を始めたところ、運転手の呼気からアルコールを検出すると車のエンジンがかからなくなる装置「アル

コール・インターロック」の存在を知った。普及は欧米諸国が先行し、国内でも導入する事業者が出ている。飲酒した運転手が大型トラックで児童５人をはねた千葉県八街市の死傷事故など後を絶たない交通犯罪を受け、普及に向けた国の動きも活発化している。

▽「当たり前という感覚に」

福岡市の運送会社「福岡倉庫」は２０１４年、同社のトラックに装置を導入した。きっかけは、協力会社の乗務員が業務中に飲酒した不祥事だった。同社の北島龍也取締役陸運部長は「飲酒事故を一度でも起こせば社会的な信頼が一気に崩れてしまう。そうなれば真面目に乗務する社員の生活も守れなくなるという危機感からだった」と振り返る。

エンジンをかけるには検査に毎回１～２分が必要で、他社車両に比べ発進が遅くなる点など当初は社員に戸惑いもあったが、「使い続けるうち、これが当たり前という感覚が社員に浸透していった」（北島さん）。現在は福岡事業所で使用する全てのトラックに装置を搭載。飲酒運転を絶対しないという強いアピールになり、顧客の信頼につながっている実感もあるという。

アルコール・インターロックは、運転手が吹き込んだ呼気からアルコール濃度を計測し、設定した値を超えた場合にはエンジンを始動できなくする装置だ。国土交通省によると、米国や英国、カナダやフィンランドなどが、飲酒運転の違反者に対して搭載を義務付けたり、免許停止処分を受けた人に装置付きの車に限り運転を認めたりしている。同省の担当者は「全車両への設置義務付けは費用面のハードルが高く、違反者への導入が現実的な選択肢となるだろう。海外事例を参考に、国内の普及に向けた検討を進めたい」と話す。

▽１台１５万円

アルコール検知機器類を製造する「東海電子」（静岡県富士市）は２００９年に「アルコール・インターロック」を発売した。顧客の大半は運送会社だが、アルコール依存症の家族のために購入する個人客もいるという。価格は１台１５万円程度で、約２７００台をこれまで販売してきた。八街市の事故後は問い合わせが増加しているという。同社の杉本哲也社長は「費用はかかっても、『命を守れるなら必要な出費』という意識が少しずつではあるが広がりつつある」と受け止める。

災害時や救急車両が通る際など車を緊急に動かす状況を想定し、ロックを解除できる非常用スイッチも設置。エンジン始動後の飲酒や「替え玉」検査といった抜け道を防ぐため、運転手を不定期に撮影するカメラ付きの機器も開発した。杉本さんは「飲酒事故のニュースを聞くたびつらい気持ちになる。情報発信や機器の改良といったメーカーの立場からできることを続けたい」と語る。

▽「ばれなければ…」

八街市の事故では、下校中の児童の列にトラックが衝突。飲酒運転したとして運転手の梅沢洋被告（６０）が逮捕され、自動車運転処罰法違反（危険運転致死傷）罪で起訴された。被告の呼気からは基準値を超えるアルコールが検出され、トラックの車内からは当日に飲んだとみられる焼酎の空き容器も見つかった。

１０月６日、千葉地裁で開かれた初公判で梅沢被告は起訴内容を認めた。公判で検察側は「４～５年前から（被告に）会うと酒の臭いがしていたが深酒かと思っていた」とする運送会社の取引先関係者の証言を引用。「酒の臭いがするが大丈夫か」と梅沢被告の勤務先に相談していたことも明らかにした。飲酒運転の常習性や、やめさせるきっかけが見過ごされた疑いが浮かび上がった。

記者は警察担当として事故発生時から取材してきた。何の落ち度もないのに突然未来を絶たれた幼い命、心身共に大けがを負った子どもたちの将来、成長を見守ってきた保護者や学校の先生達の無念さ―。被害者やその家族、関係者の方々の心境を想像すると、取材する記者として冷静さを保てなかった。悲惨な事故をこれ以上起こさないために、飲酒運転をできなくする社会の仕組みが必要だと痛切に感じる。

飲酒運転の検問経験がある警察官は「ばれなければよいと思ってやっている常習者はまだ多い。摘発されても『運が悪かった』と反省の色が見えない人もいる」と打ち明ける。事故の捜査に関わった千葉県警の幹部は「厳罰化や取り締まりだけでは、違反をなくせない現状が悔しい。飲酒運転の撲滅をスローガンで終わらせないためにも、確実に効果の出る機器が広まってほしい」と話した。

********** 以上 **********